

「景観の形成等に関する条例」に基づく

# 大規模建築物等の協議の手引き

令和4年4月 改訂

兵 庫 県

## はじめに

兵庫県では、景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等について、事業者と行政の間で協議を行い、両者が一体となってよりよい景観の形成を図れるよう「景観に及ぼす影響に関する協議」（以後「協議」という。）の制度を導入しています。

この「協議の手引き」は、協議についてその仕組みや手続きを解説するとともに、景観評価の手法について詳しく述べています。

美しい景観は住民共有の財産です。

本協議制度の趣旨をご理解いただき、美しい景観形成に向けてご協力をいただきますようお願いいたします。

この冊子が、兵庫県の美しい県土づくりの一助になれば幸いです。

## もくじ

1	協議について	
1)	協議の必要性	2
2)	対象行為	3
3)	協議の流れ	4
4)	協議申請書の内容（添付書類等）	5
5)	協議申請書の提出先及び協議先	6
6)	協議書の作成	6
2	景観の評価について	
1)	景観の評価とは？	7
2)	大規模建築物等の評価プロセス	8
3	協議制度における景観評価手法	
1)	現地調査	9
2)	景観形成の目標、基準の設定	9
3)	多様な評価軸の設定	10
4)	評価のプロセス	
①	景観シミュレーションの場合	11
②	景観アセスメントの場合	13
	資料	
	・協議申請書様式	16
	・協議書の表紙様式	17
	・景観シミュレーション自己評価書	18
	・景観影響予測事務処理方針	19
	・景観形成地区等における大規模建築物等 に係る景観影響評価の手続に関する要綱	20
	・景観影響評価の手続きフロー	25

# 1 協議について

## 1) 協議の必要性

兵庫県では、景観条例に基づき一定規模以上の大規模建築物等について建築確認申請の前に届出を義務づけ、指導助言を行っていますが、特に大規模な建築物等については、早い段階に事業者・行政が話し合い、両者が一体となって美しい景観形成を図れるよう、計画段階での協議制度を導入しています。

協議を行う効果としては、具体的には次の2点です。

### 1 早い段階での大規模建築物等の指導により周辺景観との調和を図る

計画されている大規模建築物等が周辺の景観に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、早い段階での協議を通じて計画案の見直しを行う。

### 2 景観評価手法の普及、啓発を図る

景観評価の基準を公開し、協議を義務づけることによって事業者をはじめとする社会一般の景観への関心を高める。

## 2) 対象行為

協議の必要な対象行為は次のとおりです。

高さ 31m（都心部は 60m）を超え、または延べ面積 15,000 m<sup>2</sup>（都心部は 30,000 m<sup>2</sup>）を超える建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕及び大規模な模様替  
 （注）都心部とは、容積率 400%以上の商業系用途地域（近隣商業地域及び商業地域）をいう。

さらに、事前協議において大規模建築物等の規模、地域性等により、次の2つのパターンに分かれて、景観の評価等を行っていくことになります。

パターン① 景観シミュレーション（景観影響予測）の場合……p11 参照

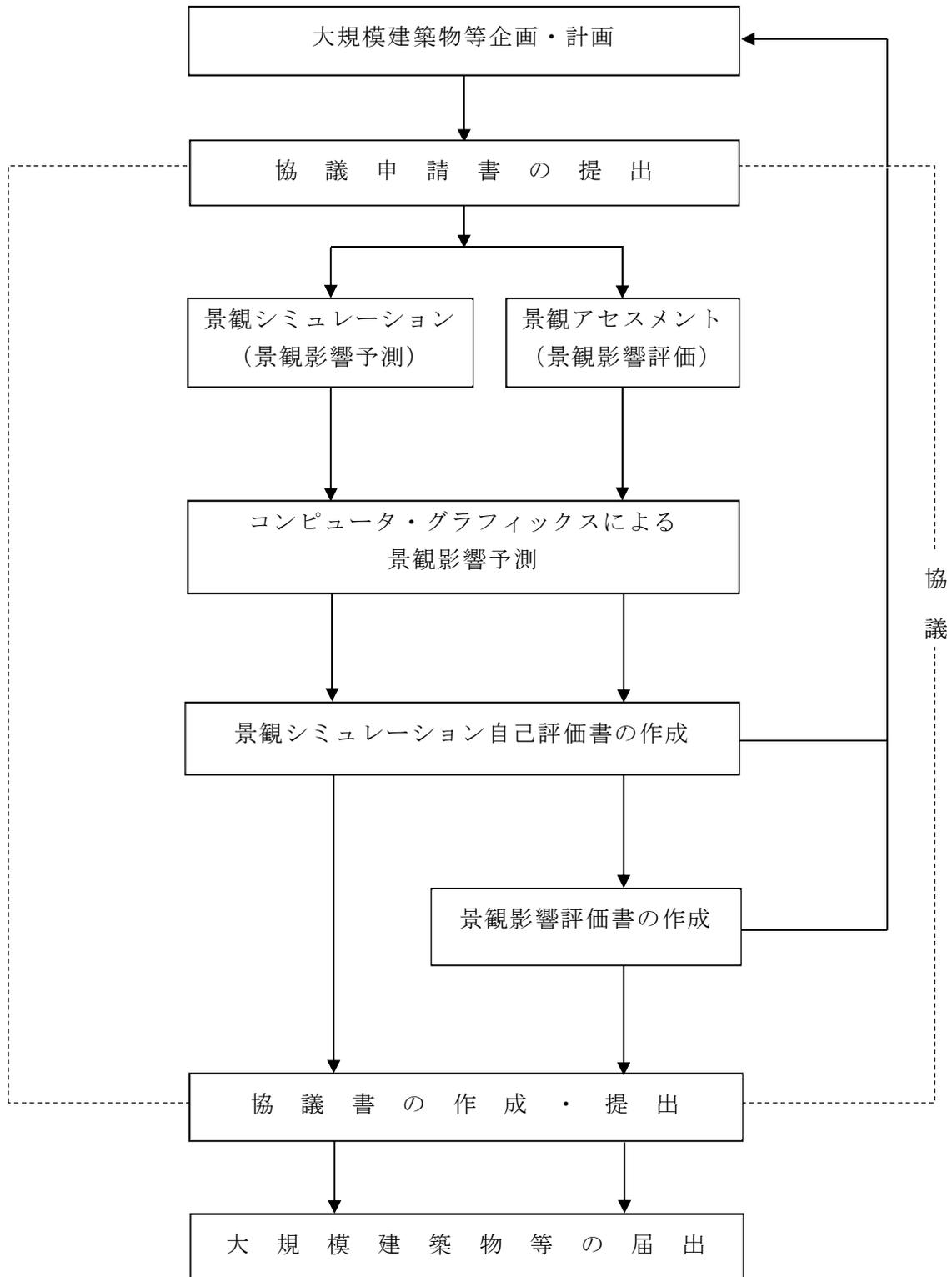
パターン② 景観アセスメント（景観影響評価）の場合………p13 参照

地区、地域、区分		協議の中で 景観シミュレーション を求めるもの	協議の中で 景観アセスメント を求めるもの (次の(1)または(2))
景観形成地区 または 広域景観形成 地域	都心部	建築物の高さ 60m 超 または 延べ面積 30,000 m <sup>2</sup> 超	(1)建築物の高さ 60m 超 かつ 延べ面積 30,000 m <sup>2</sup> 超 (2)左記のうち建築面積が 3,000 m <sup>2</sup> 超
	その他	建築物の高さ 31m 超 または 延べ面積 15,000 m <sup>2</sup> 超	(1)建築物の高さ 31m 超 かつ 延べ面積 15,000 m <sup>2</sup> 超 (2)左記のうち建築面積が 1,500 m <sup>2</sup> 超
その他	都心部	建築物の高さ 60m 超 または 延べ面積 30,000 m <sup>2</sup> 超	/
	その他	建築物の高さ 31m 超 または 延べ面積 15,000 m <sup>2</sup> 超	

※工作物の場合は、高さが 31m（都心部は 60m）を超えたものについて、地区、地域に関わらず、景観シミュレーションを求めます。

### 3) 協議の流れ

協議は、協議申請書の提出に始まり、協議書の提出により終了します。



4) 協議申請書の内容 (添付書類等)

○協議申請書……………p16 の資料参照 (4 部を提出)

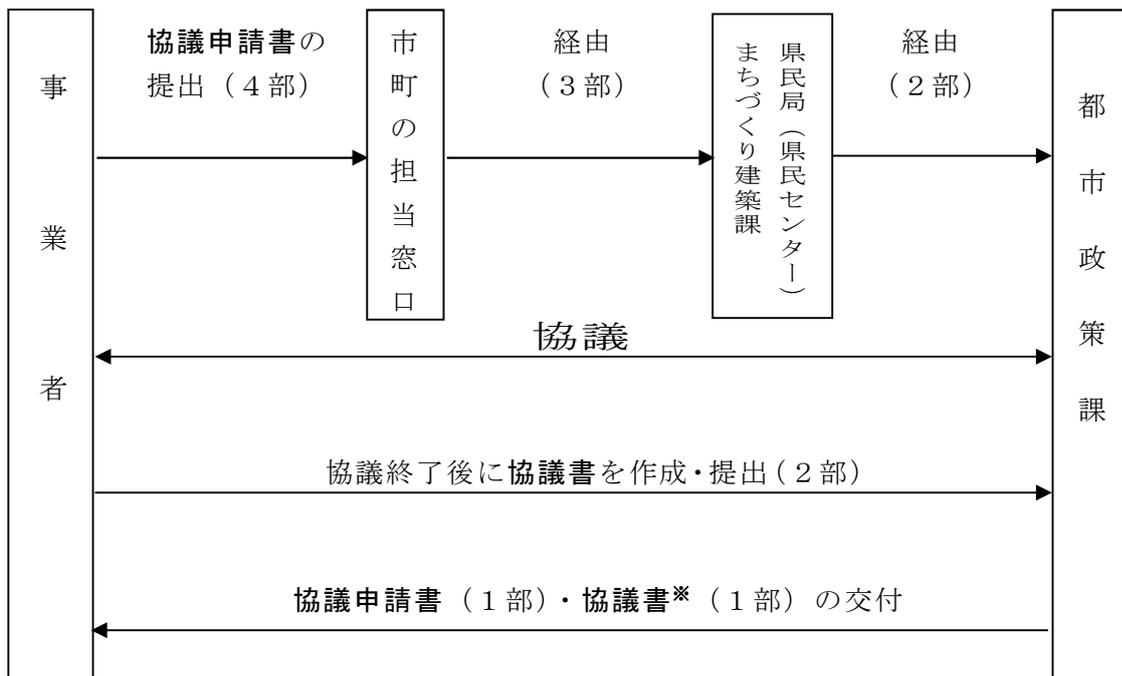
○添付書類 (下記のうち添付可能なもの)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
自己評価書		・大規模建築物等景観基準、景観形成基準、広域景観形成基準に関するもの
付近見取り図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図	1/200 以上	
各階の立面図	1/200 以上	・主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩 ・壁面及び屋上の設備 (配管等を含む。) の位置
主要部 2 面以上の断面図	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
その他建築計画等の分かるもの		

## 5) 協議申請書の提出先及び協議先

協議申請書は、市町の窓口にて提出してください。

協議は、協議申請書が各県民局（県民センター）のまちづくり建築課を経由した後、県庁都市政策課にて行います。



※大規模建築物等の「建築等（変更）届出書」又は「建築等（変更）通知書」に添付が必要です。

## 6) 協議書の作成

協議終了時には、協議書を作成し、県庁都市政策課に提出してください（提出部数は大規模建築物等の届出部数と同じ）。

協議書には、次の書類を添付してください。

### 協議書の添付書類

#### 景観シミュレーションを求めるもの

- 景観シミュレーションの結果
- 景観シミュレーション自己評価書
- p5に掲げる添付図書
- その他協議の中で作成した資料等

#### 景観アセスメントを求めるもの

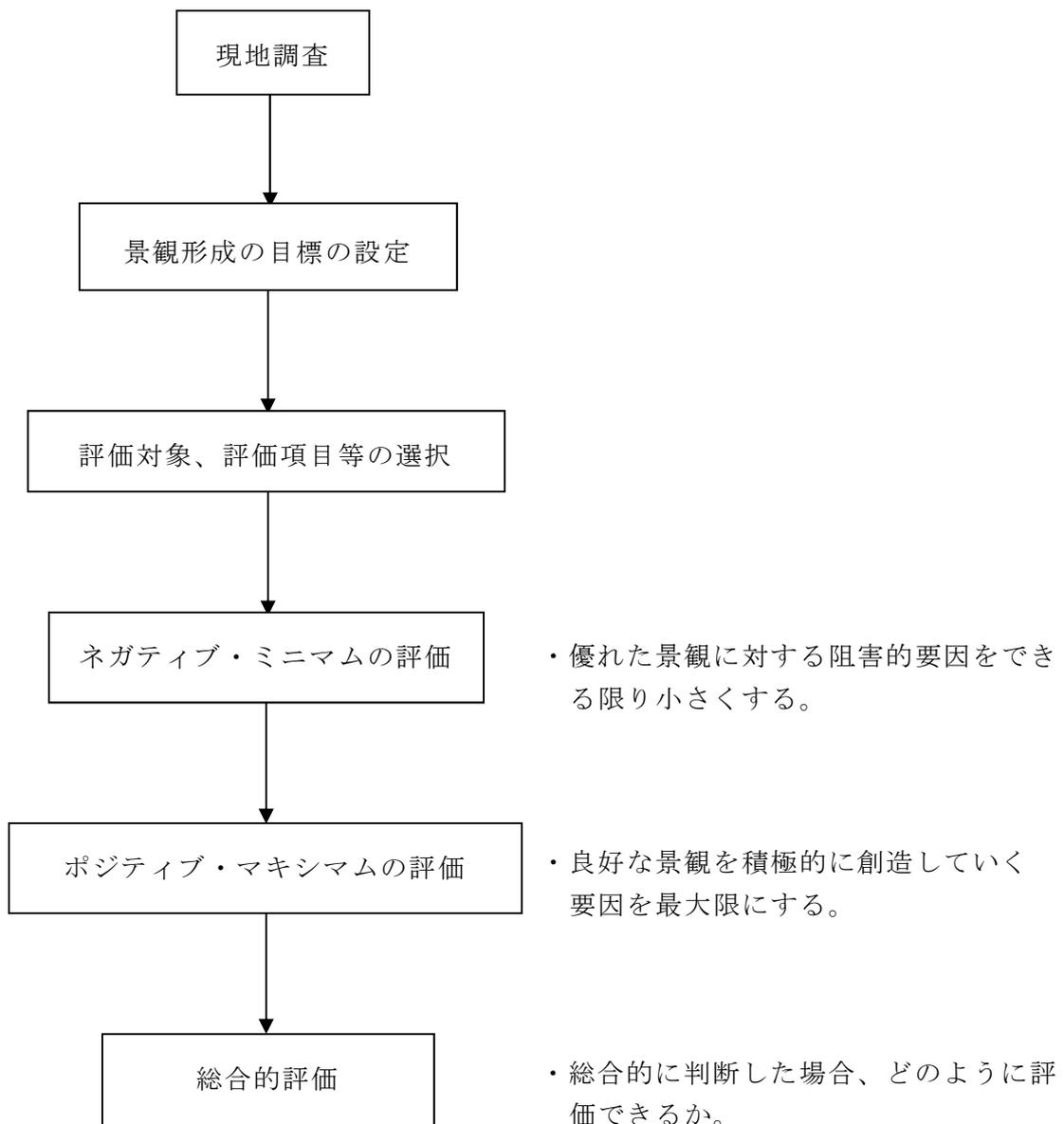
- 景観影響評価書（景観影響評価書の作成が不要の場合は景観影響評価準備書）  
……内容については p15 参照
- p5に掲げる添付図書
- その他協議の中で作成した資料等

## 2 景観評価について

### 1) 景観の評価とは？

景観の評価は一般的には心象に左右されるものといわれます。

このため、大規模建築物等が周辺の景観に与える影響を評価するには、一般の方にも理解できるように、より客観的かつ論理的に順序だったプロセスで行っていく必要があります。





### 3 協議における景観評価手法

上記のことを踏まえた上で、協議における評価手法を次のように設定しました。

#### 1) 現地調査

評価を行うには、まず現地調査を行い、計画の前提となる立地特性・地域特性に関する諸条件を整理する必要があります。

調査項目としては、

- ①景観の特徴……山などの地形による景観のまとまり  
周辺のランドマーク、シンボル  
中心軸、シンメトリーの存在  
河川、農地などの見通しのきく空間の広がり  
公共性の高い固定的な眺望点（橋、公園、学校、駅など）  
公共性の高い移動する視点場（高速道路・鉄道など）
  
- ②その他……上記のほか、必要に応じて
  - 自然 ……特徴的な地形、季節現象、植生
  - 行事 ……大規模なイベントや季節行事
  - 文化遺産……著名な史跡・旧跡・歴史的風土
  - 法規制 ……近郊緑地保全区域、風致地区など
  - その他 ……著名な文学作品の舞台になっているなど

#### 2) 景観形成の目標、基準の設定

景観の評価を行うには、景観形成に関する目標、基準等が必要です。  
大規模建築物等においては、地域性により評価の基準を次のとおりとします。  
ただし、現況調査等によりこれに付加される基準等がある場合も考えられます。

- 一般地域……大規模建築物等景観基準、ガイドライン等
  
- 景観形成地区……景観形成基準、ガイドライン等
  
- 広域景観形成地域……広域景観形成基準、ガイドライン等
  
- 景観形成重点区域……景観形成重点基準、ガイドライン等

### 3) 多様な評価軸の設定

協議においては、その評価により論理性を持たせるため、次のように多様な評価ステップを設定しました。

- ①大規模建築物等景観基準、景観形成基準による自己評価  
……最低限のネガティブチェック
- ②景観シミュレーション自己評価書による自己評価  
……シミュレーションによるネガティブチェック
- ③景観面での配慮事項の記載……ポジティブ要因の記載
- ④事前協議における評価……①②③による評価の合意形成
- ⑤景観アセスメントによる評価…住民、審議会等の意見の反映

対象となる大規模建築物等の規模に応じ、この手法による評価を適切に実施してください。

#### 4) 評価のプロセス

### ① 景観シミュレーションの場合 (景観影響予測)

#### ■景観シミュレーションとは？

本冊子では、計画建築物等のコンピュータグラフィックス（以下CGという）と現地の写真とを組み合わせ（モンタージュして）完成後の景観予測画像を作成する方法を、景観シミュレーションと定義することにします。

#### ■景観シミュレーションの目的

- ・協議において、景観シミュレーションを求める目的は、

○計画建築物等の見え方を客観的かつ精確に予測し、周辺環境への影響を的確に把握、評価する

ことにあります。

- ・景観シミュレーションは、従来のパースなどの手法に比べ

○客観的である      これまで使われる機会の多かったパースでは、視点の選び方や、表現上の省略・誇張などにより実際にどのように見えるかが把握しにくい。

○精確である      予測結果の精確性、均質性が非常に高い。

などを大きな特徴としており、また、

- ① 制作者の個人的な技能に依存する部分が少ない。
- ② データの蓄積によって、計画の初期段階から最終段階まで連続して活用できる。
- ③ 多数のバリエーションを容易に作成できる。
- ④ 1つの代替案を多くの視点から景観予測できる。

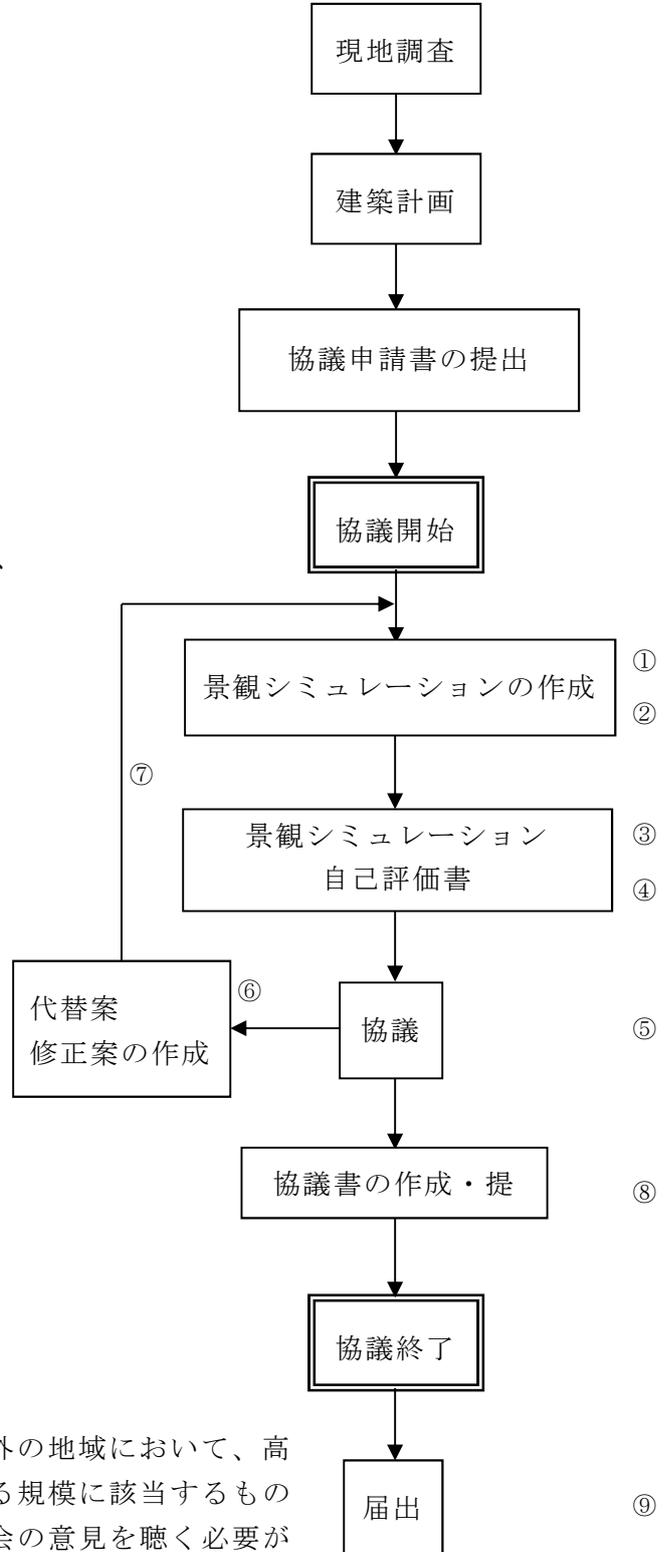
といった利点があり、実用的な景観予測手法として今後活用されるものと期待されています。

## ■景観シミュレーションの作成手法

景観の形成等に関する条例第 27 条の 2 の 7 の規定により知事が定める特定建築物等に係る景観影響評価指針（以下「景観影響評価指針」という。）に準じて作成してください。

(プロセス)

- ①計画段階において、建築物等の位置、規模、スカイライン、主要な意匠、色彩等が確認できる精度のシミュレーションを行う（景観影響評価指針に準じて実施）。
- ②建築計画等について、大規模建築物等自己評価書、景観形成地区自己評価書等により自己評価を行う。
- ③作成されたシミュレーションについて、景観シミュレーション自己評価書により自己評価を行う。
- ④特に景観に配慮した事項があれば記載する。
- ⑤作成された景観シミュレーション、自己評価書等を媒体として協議を行う。
- ⑥必要に応じ、代替案、修正案を作成し、再びシミュレーションを作成する。
- ⑦再協議を行う。
- ⑧協議書を作成・提出する。
- ⑨届出を行う。



## ■景観審議会の審査

景観形成地区又は広域景観形成地域以外の地域において、高さ、延べ面積ともに景観影響予測を求める規模に該当するものについては、景観審議会景観影響評価部会の意見を聴く必要があります（p19 景観影響予測事務処理方針参照）。

## ② 景観アセスメントの場合 (景観影響評価)

### ■景観アセスメントの必要性

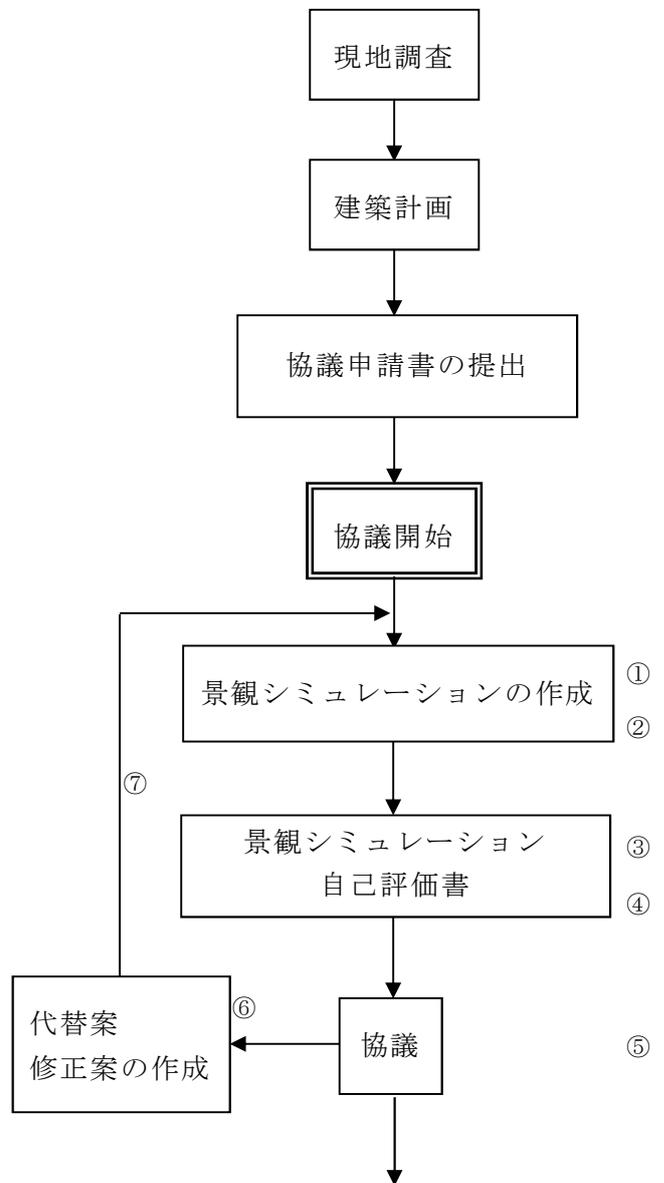
「景観を評価するのはそこに居住する人々、あるいは訪問する人々である。」という考え方に立ち、景観に非常に大きな影響を及ぼす一定規模以上の大規模建築物等については住民の意見を反映できる景観アセスメントを行うことにします。

このプロセスについては、景観シミュレーションによる自己評価を行った後、考えられる多様な評価軸により定量的な評価を含め、総合的な景観影響評価を行うことが重要です。

そして、住民の意見や審議会等学識経験者の意見を反映できる手続きを踏む必要があります。

(プロセス)

- ①計画段階において、建築物等の位置、規模、スカイライン、主要な意匠、色彩等が確認できる精度のシミュレーションを行う（景観影響評価指針に準じて実施）。
- ②建築計画等について、大規模建築物等自己評価書、景観形成地区自己評価書等により自己評価を行う。
- ③作成されたシミュレーションについて、景観シミュレーション自己評価書により自己評価を行う。
- ④特に景観に配慮した事項があれば記載する。
- ⑤作成された景観シミュレーション、自己評価書等を媒体として協議を行う。
- ⑥必要に応じ、代替案、修正案を作成し、再び景観シミュレーションを作成する。



⑦再協議を行う。

⑧景観影響評価準備書を作成する。

⑨公告・縦覧する（県が行う）。

⑩建設予定地が存する景観形成地区等の区域の地域住民への説明会を開催する。

⑪住民の意見書の提出等を受けて、事業者は見解書の作成を行う。

⑫市町の意見を聴取する（県が行う）。

⑬景観審議会景観影響評価部会の意見を聴取する（県が行う）。

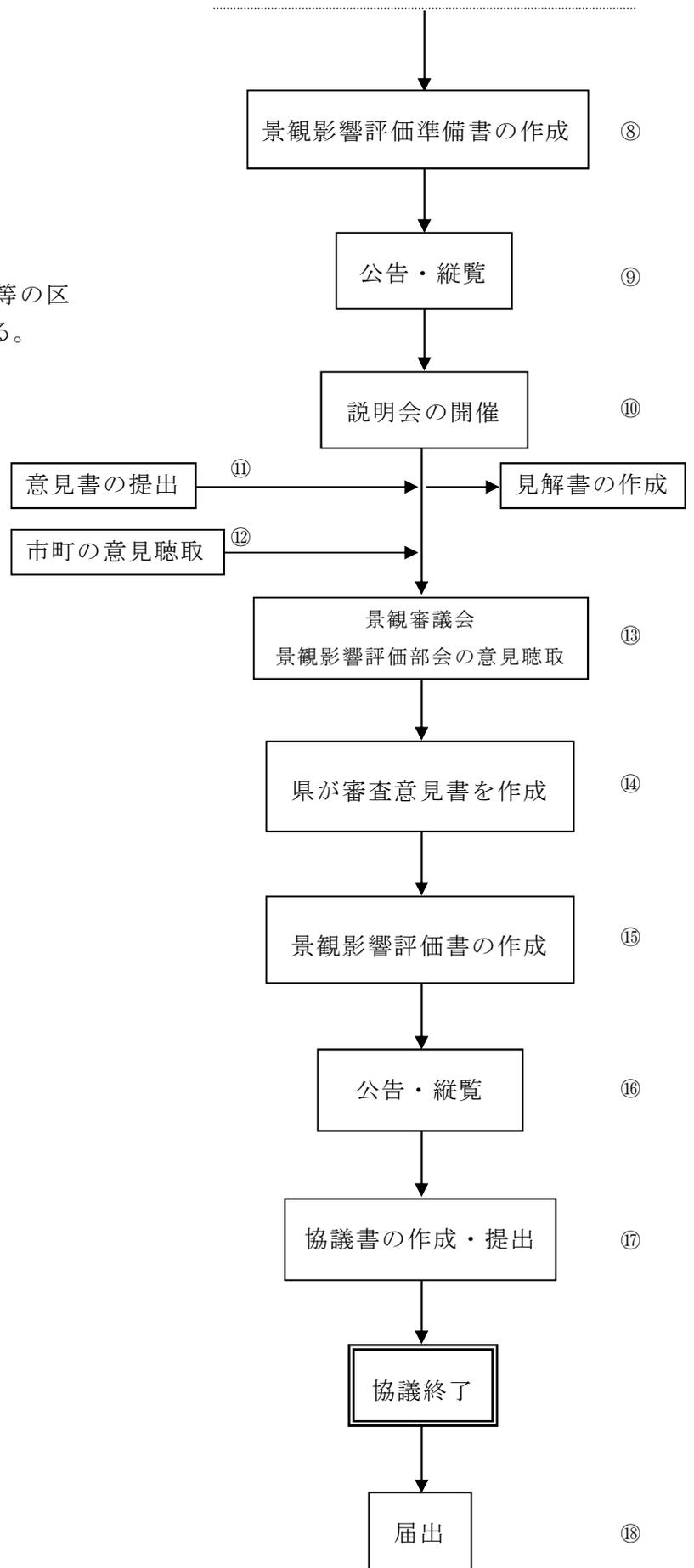
⑭⑪～⑬を踏まえて審査意見書を作成する（県が行う）。

⑮景観影響評価書を作成する。

⑯公告・縦覧を行う（県が行う）。

⑰協議書を作成・提出する。

⑱届出を行う。



## ■景観影響評価準備書及び景観影響評価書の作成方法

景観影響評価準備書は、原則として次に掲げる項目をもって作成してください。

### 景観影響評価準備書の構成項目

#### 第1章 大規模建築物等の概要

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 2 事業の種類及び名称
- 3 建築予定地
- 4 建築の目的及び事業計画案

#### 第2章 建設予定地の現状調査結果

- 1 地域の概要
- 2 景観の特徴
- 3 その他

#### 第3章 景観影響予測結果

- 1 視点場の選定
- 2 予測結果

#### 第4章 景観影響評価結果

- 1 景観形成の目標
- 2 風景・景観形成基準への適合性 自己評価書等
- 3 景観シミュレーションによる評価 景観シミュレーション自己評価書等
- 4 景観への配慮事項
- 5 総合評価

#### 第5章 その他参考となる事項

景観影響評価書については、上記に

住民の意見書、市町長の意見書、事業者の見解書、審査意見書を加えて総合的な評価を行い、これらの意見に対する事業者の措置を明示してください。

※具体的な手続きについては、「景観形成地区等における大規模建築物等に係る景観影響評価の手續に関する要綱」（p20の資料参照）に基づき進めてください。

**協議申請書**

兵庫県知事様

年 月 日

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

電子メール

景観の形成に関する条例第 条の規定により、関係図書を添付して、協議します。

行為の場所						
行為の期限	年 月 日 から 年 月 日 まで					
代理人	住所					
	氏名					電話（ ） - 番 電子メール
設計者	住所					
	氏名	（ ）建築士（ ）登録第 号				
	建築士事務所名	（ ）建築士事務所 登録第 号				電話（ ） - 番 電子メール
協議対象行為	景観形成地区内における建築等・広域景観形成地域内における建築等・その他の地域内における建築等					※經由市町 受付欄
景観形成地区の名称	都市 計画 区域 等	市街化区域	用途地域（ 地域）	容積率	緑条例環境形成区域	
		市街化調整区域	指定区域・特別指定区域・左記以外の区域	（ ）%	第1号・第2号・ 第3号・第4号・ 第2項 （ ）	
上記以外の区域		用途地域（ 地域）・指定なし				
広域景観形成地域の名称		上記以外の区域	用途地域（ 地域）・指定なし			
	景観ゾーンの区分		（ ）景観ゾーン			
行為の種別	建築物	新築・改築・増築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替え 外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更				※經由県機 関受付欄
	工作物	新築・改築・増築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替え 外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更				
建築物の概要	高さ	m	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>		
	用途、建築面積、敷地面積、構造、階数等					
工作物の概要	高さ	m	工作物を設置する建築物 等の高さ	m		
	種類、敷地面積、構造、仕上材料等					

- 注意 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。  
 2 この申請書には、建築計画又は建築物等の概要が分かる図書を添付してください。  
 3 4部提出してください。

協議書の表紙（例）

協 議 書

令和 年 月 日

（株）〇〇〇〇

（株）〇〇〇〇 様

令和 年 月 日

景観の形成等に関する条例第 条の規定による協議は終了したことを認めます。

兵庫県まちづくり部都市政策課長

## 景観シミュレーション自己評価書

シミュレーションの距離帯		評価基準（考え方）	評価対象	基準のチェック	評価基準に対するコメント
遠 景	<p>●背景との関係が読み取れる距離 ↓ <b>位置・規模を評価</b></p> <p>（目安 1)1,000m程度 2)最大寸法 20 倍 例) 高さ 50mの場合 距離 1,000m 程度</p>	<p>●大景観と調和しているか（地域の景観の特徴との関係）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準や広域景観形成基準がある場合、景観形成の目標に適合しているか。</li> <li>・地域の景観の優れた特徴を乱していないか。</li> <li>・親しまれている眺望を妨げていないか。</li> </ul>	①位置		
			②規模		
			③スカイライン		
中 景	<p>●建物の周辺の状況がわかる距離 ↓ <b>主要部位を評価</b></p> <p>（目安 100～500m程度）</p>	<p>●中景観と調和しているか（周辺景観とのバランス）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の優れた景観特性を乱していないか。</li> <li>・過剰に目立っていたり、雑然としていたり、周辺に景観阻害感を生じていないか。</li> </ul>	①基調色		
			②おおまかな形状		
			③主要な付属物 〔 屋上設備 屋上階段 ベランダ等 〕		
			④特殊な材料 （金属やミラーなど）		
近 景	<p>●隣接する建物との関係や通りの雰囲気がわかる距離 ↓ <b>ディテールを評価</b></p> <p>（目安 50m程度）</p>	<p>●小景観と調和しているか（通りの雰囲気と建物のデザインとの関係）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの雰囲気を悪い方向に乱していないか。</li> <li>・商店街や住宅地といった通りの性格や将来計画に照らし合わせて適当なデザインか。</li> <li>・建物の立つ場所の特性（交差点に面するなど）に配慮しているか。</li> </ul>	①壁面意匠 〔 ファサド意匠 側面の仕上げ 壁面設備 〕		
			②看板類		
			③アクセントカラー		
			④低層部の雰囲気		
			⑤敷地利用 （緑化など）		
地 点	<p>●周辺の公共空間（前面道路の歩道など）との関係がわかる距離 ↓ <b>道路際の造作を評価</b></p> <p>（目安 10m前後）</p>	<p>●前面の公共空間と調和しているか（道路際の雰囲気）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路敷が雑然としていないか。</li> <li>・地区固有の行事などに支障はないか。</li> <li>・前後の歩道の雰囲気を乱していないか。</li> <li>・その他、圧迫感や歩きにくさを感じさせるようなところがないか。</li> </ul>	①低層部のディテール・意匠・材料・構造		
			②敷地のデザイン 〔 敷地の舗装 緑化状況 駐車場の見えなど 〕		

## 景観影響予測事務処理方針

平成14年7月1日 決定

平成26年7月1日 改定

景観形成地区又は広域景観形成地域以外の区域において、高さ、延べ面積ともに景観影響予測を求める規模に該当するものは、景観審議会の意見を聴くこととする。ただし、別途景観に関する計画等が策定されていてそれに基づいて行われるもの、設計コンペに基づく等、景観に配慮されているもの及び立地場所、建物用途等から景観に及ぼす影響が少ないものを除く。

## 景観形成地区等における大規模建築物等に係る景観影響評価の手續に関する要綱

平成5年9月28日 告示第1437号の3  
改正 平成14年7月31日 告示第1009号の2  
平成26年4月8日 告示第334号

### (目的)

**第1条** この要綱は、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第11条第2項又は第18条第2項の規定に基づき、景観形成地区又は広域景観形成地域（以下「景観形成地区等」という。）における大規模建築物等に係る行為が景観又は広域景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うための手續について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において「事前協議」とは、条例第11条第1項又は第18条第1項に定められた景観又は広域景観に及ぼす影響に関する協議をいう。

2 この要綱において「景観影響評価」とは、条例第11条第2項又は第18条第2項に基づき、景観又は広域景観に及ぼす影響に関して、調査、予測又は評価を行うことをいう。

### (景観影響評価の実施)

**第3条** 事業者は、事前協議において知事が景観影響評価を求めた場合は、条例第27条の2の7の規定により知事が定める特定建築物等に係る景観影響評価指針に準じて景観影響評価を行うものとする。

### (景観影響評価準備書の作成等)

**第4条** 事業者は、景観影響評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した景観影響評価書を作成するための準備書（以下「準備書」という。）を作成し、これを知事に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 大規模建築物等の概要
- (3) 建築予定地の現況調査結果
- (4) 景観影響予測結果

- (5) 景観影響評価結果
- (6) その他参考となる事項

(公告及び縦覧)

**第5条** 知事は、前条の規定により事業者から準備書の提出があったときは、その旨を公告するとともに、準備書の写しを公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 知事は、前項の公告をしたときは、関係市町長に、準備書の写しを送付するものとする。

3 第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 大規模建築物等の名称及び所在地
- (3) 建設予定地が存する景観形成地区等の名称
- (4) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (5) 第7条第1項に規定する意見書の提出期間及び提出先

4 第1項の規定による公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。

(準備書の周知)

**第6条** 事業者は、準備書の周知を図るため、前条第1項の縦覧期間内に建設予定地が存する景観形成地区等の区域（当該区域において説明会を開催することが困難な場合にあつては、当該区域に隣接又は近接する区域）において説明会を開催するものとする。ただし、事業者の責めに帰すことができない理由により説明会を開催することができなくなったときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の説明会を開催するほか、準備書の内容を平易に要約した文書を配布する等必要な措置を講じ、その周知に努めるものとする。

3 事業者は、説明会を開催したときは、その状況を知事に報告するものとする。

(意見書の提出等)

**第7条** 第5条第1項による公告があったときは、準備書の内容について大規模建築物等と景観形成地区等の優れた景観又は広域景観との調和を図る見地から意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに縦覧に供された準備書について、知事に意見書を提出することができる。

2 知事は、前項の意見書の提出があったときは、同項の縦覧期間満了後、速やかにその写し又は意見の概要を記載した書面を事業者及び関係市町長に送付するものとする。

(事業者の見解書の作成等)

**第8条** 事業者は、前条第2項の規定により意見書の写し又は意見の概要を記載した書面の送付を受けたときは当該意見に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、これを知事に提出するものとする。

2 第5条第2項の規定は、見解書の提出があったときについて準用する。

(審査意見書の作成等)

**第9条** 知事は、第7条第1項の意見書及び前条の見解書の内容を踏まえ、準備書の内容を審査し、審査意見書を作成するものとする。

2 知事は、前項の審査意見書を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、審査意見書を作成したときは、これを事業者に送付するとともに、その写しを関係市町長に送付するものとする。

(景観影響評価書の作成等)

**第10条** 事業者は、審査意見書の送付を受けたときは、当該審査意見書の趣旨を尊重して準備書の内容を検討し、次に掲げる事項を記載した景観影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、知事に提出するものとする。ただし、審査意見書において知事が意見を付さない場合においては、この限りでない。

(1) 第4条各号に掲げる事項

(2) 意見書の概要

(3) 見解書の概要

(4) 審査意見書の概要

(5) 審査意見書に対する事業者の措置の概要

2 知事は、前項の評価書の提出があったときは、その旨を公告するとともに、評価書の写しを公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 第5条第2項の規定は、前項の規定による公告をしたときについて準用する。この場合において、同項中「準備書の写し」とあるのは、「評価書の写し」と読み替えるものとする。

- 4 第1項ただし書に規定する場合においては、知事は、事業者に対し、評価書の作成を要しない旨を通知するものとする。

(対象事業の変更)

**第11条** 事業者は、準備書の提出後において、景観影響評価の対象となった行為（以下「対象事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出るものとする。ただし、審査意見書に基づく変更又は大規模建築物等の名称の変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なくその旨を関係市町長に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、変更後の対象事業について、この要綱の規定に基づく手続の全部又は一部を実施することを事業者に求めることができるものとする。

(事業者の変更)

**第12条** 準備書の提出後において、事業者について変更があったときは、変更後の事業者は、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出があったときは、変更前の事業者が行った手続は、変更後の事業者が行った手続とみなすものとする。
- 3 前条第2項の規定は、第1項による届出があったときについて準用する。

(対象事業の廃止の届出)

**第12条の2** 事業者は、準備書の提出後において、対象事業を実施しないこととしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

- 2 第11条第2項の規定は、前項の届出があったときについて準用する。

(適用の除外)

**第13条** 対象事業が次に掲げるものである場合は、この要綱の規定に基づく手続の全部又は一部を行わないことができるものとする。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条

例第6号)の適用を受ける事業

(2) その他景観形成地区等の優れた景観又は広域景観に影響を及ぼすおそれがないと知事が認める事業

(補則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日告示第1009号の2)

この告示は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (抄)

この告示は、平成26年4月8日から施行する。

景観影響評価の手続きフロー

